

新型コロナウイルス感染症によるイベントの 中止等をご検討のみなさまへ

令和2年2月21日現在

新型コロナウイルス感染症が発生しておりますが、ホールのご利用中止又は変更をされる場合の期限等につきましては、下記のとおりとなっております。

記

- ・利用取消 利用日の前2ヶ月前まで・・・利用料金の半額還付
2ヶ月前を過ぎると還付できません。
- ・利用日の変更 利用日の前2ヶ月前まで
変更回数は、1回のみ
- ・舞台人件費 利用日11日前まで・・・かかりません
4日前まで・・・50%
3日前以内・・・100%
- ・看板等の制作物 利用日にかかわらず、受注後は取消できません。

以上